

47 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森 研究開発センターに係る放射能の監視に関する 協定書の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）、むつ市（以下「乙」という。）、青森県漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）の間において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターに係る放射能の監視に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり細則を定めた。

（青森センター）

- 第1条 協定書における「青森センター」には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター大湊地区に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第35条第1項の規定により丁が管理区域を定めている限り、同地区を含むものとする。
- 2 丁が、前項に規定する青森センター大湊地区の管理区域を全て解除したときは、その日付等を速やかに甲、乙及び丙に対し連絡するものとする。

（立入調査等）

- 第2条 協定書第5条の立入調査及び協定書第6条の監視の立会い（以下本文において「立入調査等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 甲、乙及び丙は、立入調査等をするときは、あらかじめ立入調査等の内容、立入調査等をする職員の職名、氏名、立入調査等の日時及び場所その他必要な事項を丁に対し通知するものとする。
 - (2) 立入調査等をする職員は、その安全確保のため丁の定める保安に関する規定に従うものとする。
 - (3) 立入調査等をする職員は、甲、乙又は丙の長が発行する身分証明書を携行するものとする。

（連絡、通報等の方法）

- 第3条 協定書第4条第1項及び第2項の報告、協定書第6条第1項の通知、第1条第2項の連絡並びに前条第1号の通知（以下本条において「連絡等」という。）は、書面により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては書面によらないことができるものとし、第1号に掲げる場合にあつてはその後速やかに書面により連絡等の内容を相手方に提示するものとする。
- (1) 緊急を要するとき。
 - (2) 連絡等の内容が軽易なものであるとき。

（協議）

- 第4条 この細則に定められた事項について、解釈上疑義を生じたとき、若しくは変更の必要が生じたとき、又は新たに定めるべき事項が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

平成4年5月22日 締結
平成14年7月10日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結
平成18年1月31日 細則の一部を変更する細則締結
平成28年4月1日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結
令和7年11月18日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結

甲 青森県知事 宮 下 宗一郎

乙 むつ市長 山 本 知 也

丙 青森県漁業協同組合連合会
代表理事会長 二 木 春 美

丁 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小 口 正 範

※上記締結当事者の氏名は、令和7年11月18日当時のものである。